

都市再生整備計画

と わ だ し ちゅうしんし が い ち ち く だい かい へんこう
十和田市中心市街地区(第4回変更)

青森県 十和田市

令和3年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業	□
まちなかウォークアブル推進事業	□

目標及び計画期間

都道府県名	青森県	市町村名	とわだし 十和田市	地区名	とわだしちゆうしんしがいちちく 十和田市中心市街地地区	面積	109	ha							
計画期間	令和	元	年度	～	令和	5	年度	交付期間	令和	元	年度	～	令和	5	年度

目標
 大目標 アートの感動を共有し、賑わいと暮らしが共鳴する街とわだ ～市民の暮らしを支え、人々が集い・活動する中心市街地を目指して～
 目標1 芸術・歴史・文化を活かした、魅力的な市街地の形成
 目標2 歩いて暮らせる安心・快適な生活環境と、利便性の高い市街地の形成

目標設定の根拠
 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)
 本市の中心市街地は、古くからの商業集積地である商店街を中心に賑わいを見せていたが、平成に入ってから郊外型大型店の進出、相次ぐ核店舗の撤退により、商業集積地区としての活力が失われた状態が続いている。一方で、平成17年に官庁街通り全体を美術館に見立てた十和田市野外芸術文化ゾーン基本計画を策定、平成20年にはその中核施設である十和田市現代美術館がオープンしマスコミにも頻繁に取り上げられ全国から多くの人が訪れ、新たな賑わいが生まれた。こうしたことから、中心市街地に、現代美術館と連携した企画展の開催や市民のアート活動のサポート等を通じた地域交流の拠点となる多用途施設を整備することにより、現代美術館利用者の来街・回遊の促進が図られるとともに、現代アートが市民にとってより身近なものとなり、まちへの愛着や誇りが醸成されることで居住の促進につながることを期待する。
 一方、中心市街地では比較的高頻度に路線バスが運行しているものの利用者は減少している。平成24年の十和田観光電鉄線及び十和田市駅の廃止により公共交通ネットワークの核が喪失したことで人の流れが変化、中心市街地の集客力にも影響が生じている可能性がある。このため、広域バス路線(高速バス含む)や市内バス路線、乗合タクシーなどの交通結節点となる観光案内機能を備えた交通拠点を整備し、中心市街地に新たな“核”が創出されることによる公共交通ネットワークの分かりやすさ・利便性の向上や、快適な待合環境の確保により、公共交通の利用が促進され、人が集まりやすい都市構造が構築されることによる賑わいの創出を図る。

まちづくりの経緯及び現況
 ・十和田市の中心市街地は、国道を軸とした交通の要衝であるとともに、行政・金融・商業・情報機能等の様々な機能が集積し、市のみならず上北地域の消費生活の中心として発展してきた。
 ・官庁街通りは、日本の道・百選にも選ばれるまでに整備が進み、その沿道では、市立中央病院の改築による医療福祉機能の強化や、世界的に有名な建築家が手掛けた公共施設のオープンにより新たな魅力が付加された。
 十和田市現代美術館を核として、屋外アート作品やアートファニチャーの設置などにより、現代アートをコンセプトとした都市空間が形成され、来街者増による賑わいが創出された。
 ・中心市街地に、民間事業者による複合型商業施設が完成し新たな店舗が増えたこと、「現代美術館」と連携したアートを活かした各種事業の実施などにより多くの観光客や市民が街を訪れるようになった。
 ・市民交流プラザ等の開館により子供から高齢者まで多くの市民が足を運ぶようになった。
 ・一方で、近年の長引く経済不況等により、商業複合施設や住宅施設整備が中止になった影響などから、居住人口の減少、空き店舗の増加・小売商業販売額の低下、地価の下落などには歯止めがかかっている。
 ・平成24年に公共交通の核となっていた十和田市駅の廃止による人の流れの変化や集客力への影響などもあって、中心市街地の衰退傾向が続いている。

課題
 ■現代アートによる魅力のさらなる強化と中心市街地への効果波及
 ・現代アートをコンセプトとしたまちづくりは着実に成果をあげており、北東北エリアの一大観光地である十和田湖・奥入瀬渓流の集客力なども背景に、観光施設や各種イベントの入込客数は好調に推移しているものの、中心市街地の賑わいや活力への波及は不十分となっている。
 ■市民生活を支える都市機能の強化
 ・十和田観光電鉄線の撤退にともない十和田市駅が廃止され、本市の公共交通ネットワークの“核”が失われたことで、中心市街地の集客力にも影響が生じており、多様な手段で「中心拠点」にアクセスすることができる交通環境の構築が必要となっている。
 ・官庁街通りを中心に公共公益施設がコンパクトに集積している強みを活用し、人口減少・高齢化が進む中でも、生活を支える様々なサービスを効率的に提供し続けられる市街地の形成・機能強化に取り組んでいく必要がある。

将来ビジョン(中長期)
【第2次十和田市総合計画】
 ・コンパクトで利便性と快適性を兼ね備えた中心市街地の形成を図るとともに、道路・上下水道・情報通信などの整備を計画的に推進する。
【十和田市都市計画マスタープラン】
 ・中心市街地は、本市の中核部分であり、旧国道4号沿道は今後とも中心商業ゾーン、官庁街通り沿道は観光拠点等として位置付け、整備を進める。
【十和田市立地適正化計画】
 ・都市機能や居住の誘導を推進し、「コンパクトなまちづくり」を進めていくことで、住みやすい・住み続けられる、将来的にも持続的なまちを実現していく。
【十和田市公共施設等総合管理計画】
 ・中長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合などを計画的に行うことにより、安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくとともに、効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現していく。
【十和田市地域公共交通網形成計画】
 ・市街地周辺の居住環境の魅力向上による人口の集積および賑わいの創出を目指し、公共交通の核となる拠点の形成及び拠点を中心とした利便性の高い公共交通サービスの提供により、市街地内及び拠点間の回遊の活性化を促す。

整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【芸術・歴史・文化を活かした、魅力的な市街地の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代アートコンセプトを拡充・強化し、見るだけではなくアートを体感できる取組や、市民がアートをより身近なものに感じられる取組などを通じて、市民と来訪者が感動を共有できる街づくりを推進する。 ・新たな魅力要素となってきた近代建築作品なども活用しつつ、来訪者の中心市街地内の回遊を促進する仕組みづくりを行うことなどにより、都市活力への効果波及を図る。 	<p>(基幹事業/道路) 交差点改良 (提案事業/地域創造支援事業) アーケード撤去・街灯設置 (基幹事業/地域生活基盤施設) 中心市街地交通広場 (基幹事業/高次都市施設) 地域交流センター (提案事業/地域創造支援事業) 待合室</p>
<p>【利便性の高い市街地の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「立地適正化計画」や「地域公共交通網形成計画」に基づく取り組みと強気に連携し、市民みんなで使う多様で高レベルの都市機能の誘導・集積を推進することで、将来にわたって市民生活に必要な都市サービスを提供し続けられる拠点形成を図るとともに、クルマを利用する人も利用しない人も、市内各所はもとより、広域からも集まりやすい交通環境を構築する。 	<p>(基幹事業/道路) 交差点改良 (基幹事業/地域生活基盤施設) 中心市街地交通広場 (基幹事業/高次都市施設) 地域交流センター (提案事業/地域創造支援事業) 待合室</p>
<p>その他</p>	
<p>○計画についての住民等との間でのる合意形成方法の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画は、市のホームページにおいて情報公開を行い、継続的に情報公開を行っていく。 <p>○交付期間中の計画の管理に関する内容(モニタリングの実施予定、内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付期間中の円滑な事業進捗と目標の達成に向け、庁内に横断的な調整部会を設置し、事業計画の管理を実施するとともに、中心市街地活性化協議会と連携を踏み事業の協議・調整や進捗状況の検証等を実施する。 <p>○事後評価に交付金の成果と今後のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の交付期間終了年度に事後評価を行い、事業終了後も交付金の効果の維持を図るために、今後のまちづくりの方策を検討・実施する。 <p>【官民連携事業】</p> <p>※都市再生整備計画区域内で、道路占有特例、河川敷地占有、歩行者経路協定、都市利便増進協定を活用する場合には記載する。</p>	

市町村決定計画及び市町村施行国道等事業に関する事項

様式(1)-⑤

※該当がない場合は本シートをつける必要はない

市町村決定計画

都市施設及び市街地 開発事業の種類	決定/変更	名称	その他必要な事項	変更の概要	都市再生整備計画の 公告(予定)年月日	都市計画の決定又は 変更の期限

市町村施行国道等事業

道路の種類	路線名	新設又は改築の内容
一般国道	国道102号	バス等乗り入れ部分の歩道改良に関する改築、アーケード撤去に関する協議

【記入要領】

- ・本シートは、都市再生特別措置法の規定に基づき、都道府県が決定する都市計画や国道・都道府県道に関する事業を都道府県等の同意を得て市町村が決定・実施を行う場合に記載。それ以外の場合は、本シートをつける必要はない。
- ・必要な場合は適宜行を追加すること。
- ・「都市施設及び市街地開発事業の種類」欄及び「名称」欄は、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「決定/変更」欄は、市町村が新たに都市計画決定しようとする場合は“決定”と、都道府県が既に定めた都市計画を市町村が変更しようとする場合は“変更”と記入すること。
- ・「その他必要な事項」欄は、道路の場合は種別、延長、幅員、車線の数について、公園の場合は種別、面積について、緑地、広場の場合は面積について、河川の場合は延長、幅員について、市街地開発事業の場合は施行区域の面積について、都市計画に定められている(定める予定の)内容を記載すること。
- ・「変更の概要」欄は、「決定/変更」欄に“変更”と記入したものについて、差し支えない範囲において変更の概要を記入すること。
- ・「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄及び「都市計画の決定又は変更の期限」欄には、年月日を記入すること。なお、「都市再生整備計画の公告(予定)日」欄に公告予定日を記入する場合は()書きとすること。
- ・「道路の種類」欄は、“一般国道”か“都道府県道”のいずれかを記入すること。
- ・路線名は、例えば“国道〇〇号線”、“〇.〇.〇□□□線”などと記入すること。
- ・「新築又は改築の内容」欄は、“電線類の地中化”、“歩道の拡幅に関する改築”等、新設又は改築の具体的内容を記入すること。

<p>十和田市中心市街地地区(青森県十和田市)</p>	<p>面積 109 ha</p>	<p>区域 稲生町、東一番町の一部、東二番町の一部、東三番町の一部、西一番町の一部、西二番町の一部、西十二番町の一部、西三番町の一部、西十三番町の一部</p>
-----------------------------	------------------	---

